

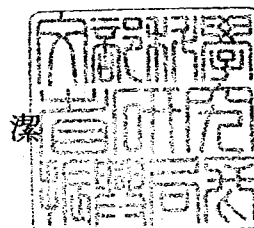
18文科振第97号
平成18年6月1日

各国公私立大学長
各国公私立短期大学長
各国公私立短期大学部長
各大学共同利用機関法人機構長
各国公私立高等専門学校長
国立教育政策研究所長
科学技術政策研究所所長
文部科学省所管の独立行政法人の長
文部科学省所管の公益法人の長

殿

文部科学省研究振興局長

清水



(印影印刷)

研究機関等における動物実験等の実施に関する
基本指針の施行について（通知）

この度、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成17年法律第68号）の施行等を踏まえ、各研究機関における動物実験等の適正な実施に資するため、別添のとおり「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号）を告示しました。

各研究機関の長におかれましては、本指針を関係者にご周知いただくとともに、本指針において研究機関等の長の責務とされている機関内規程の策定及び動物実験委員会の設置などについて、適切に対処していただきますようお願いします。

なお、本指針の施行に伴い、「大学等における動物実験について（通知）」（昭和62年5月25日付文学情第141号）は廃止することとします。

〈照会先〉

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

住所：〒100-8966

東京都千代田区丸の内2-5-1

電話：03-5253-4111（内線4106）

FAX：03-6734-4109